

公告 第13号

第3次美波町総合計画策定支援業務委託について、下記のとおり公募型プロポーザルを執行する。

令和3年12月20日

美波町長 影 治 信 良

記

1. 趣旨

第2次美波町総合計画が令和4年度をもって計画期間が終了することを受け、令和5年度から令和14年度を計画期間とした第3次美波町総合計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、専門的な知識及び経験をもとに技術的に最適な者を特定するため、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施するものである。

2. 業務内容

(1) 業務名

第3次美波町総合計画策定支援業務

(2) 業務内容

別紙「業務仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和5年3月31日

3. 提案制限価格

8,800,000円（税込）

（内訳）令和3年度 3,000,000円（税込）以内

令和4年度 5,800,000円（税込）以内

3. 参加資格

(1) 次の要件を備えた者であること。

① 過去5年間に四国内において総合計画策定支援実績を有すること。

- ② 四国内に本社または支社（事務所・営業所は除く）があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 国または地方自治体から指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立中又は破産手続中でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立がなされている者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立をした者でないこと。
- (7) 美波町暴力団等排除措置要綱（平成 23 年 3 月 25 日付け美波町告示第 6 号）の入札参加排除措置を受けていないこと。

#### 4. プロポーザルの方法

##### (1) 選定方法

本プロポーザルは、参加表明書及び業務提案書の添付資料をもとにヒアリングを実施した上で、本プロポーザル審査委員会が審査を行い、優先交渉権者を 1 者、次点者を 1 者選定する。

##### (2) スケジュール

| 日 程                   | 項 目   |
|-----------------------|---|
| 令和 3 年 1 2 月 2 0 日（月） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロポーザル公告</li> <li>・プロポーザル実施要領等の公表開始</li> <li>・参加表明書及び業務提案書の提出開始</li> <li>・参加表明書及び業務提案書に対する質問受付開始</li> </ul> |
| 令和 4 年 1 月 1 0 日（月）   | ・参加表明書及び業務提案書に対する質問書の提出期限   |
| 令和 4 年 1 月 1 2 日（水）   | ・参加表明書及び業務提案書に対する質問書の回答   |
| 令和 4 年 1 月 1 7 日（月）   | ・参加表明書及び業務提案書の提出期限  |
| 令和 4 年 1 月 2 1 日（金）   | ・業務提案書ヒアリング及び審査の実施  |
| 令和 4 年 1 月 2 4 日（月）   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・優先交渉権者、次点者の特定</li> <li>・審査結果の通知および公表</li> </ul>   |
| 令和 4 年 1 月 2 6 日（水）   | ・優先交渉権者から見積聴取   |
| 令和 4 年 2 月上旬（予定）      | ・契約の締結  |

#### 5. 閲覧方法

美波町ホームページにより、実施要領等を公開する。

#### 6. 事務局

〒 7 7 9 - 2 3 9 5 徳島県海部郡美波町奥河内字本村 1 8 - 1

美波町役場政策推進課

担当者 主査 福岡 将人

電 話 (0884) 77-3616

F A X (0884) 77-1666

美波町ホームページ <http://www.town.minami.tokushima.jp/>

電子メール [fukuoka.masahito@minami.i-tokushima.jp](mailto:fukuoka.masahito@minami.i-tokushima.jp)